

No	該当箇所	質問	回答
1	仕様書P.2 4 (2) DX 導入に係る伴走支援 ⑦ 効果検証及び改善支援 仕様書P.3 4 (3) デジタル中核人材の育成 ⑤ 効果検証及び改善支援 仕様書P.5 4 (4) モデル施設の育成と市内展開 ④ 効果検証及び改善支援	「不均衡が認められる場合」というのは、どのような状況を想定しているのか。	施設選定前のため不均衡に係る具体的な数値は未定であるが、DX導入後には施設ごとに効果や活用度、育成状況にばらつきが生じることが想定される。受託者においては、これらのばらつきを指標化により可視化し、他施設と比較して著しく低い施設については、その原因を分析した上で、一定水準まで引き上げるための改善策を検討・実施していただきたい。全体として一定水準に整えるための取組みを求めるものである。 例：デジタル中核人材の育成率を指標として可視化し、他施設と比較して低い施設については、その原因を分析した上で、育成割合を一定水準まで引き上げるための改善策を検討・実施する等の取組みを行うこと。
2	仕様書P.2 4 (2) DX 導入に係る伴走支援 ⑤ DX 機器選定および導入支援	施設への補助金の上限額や補助率、対象となる機器の範囲について確認したい。また、サブスクリプション形式のサービスが補助対象に含まれるのかについても、確認したい。	施設への補助金の上限額や補助率：本事業の補助規模は最大120,000千円とし、1施設を普及モデル施設(牽引型)、8施設を中核モデル施設(協働型)として選定する。施設側の負担は発生せず、全額補助とする予定。 対象機器及びサブスクリプション形式のサービス：補助対象となる機器や、サブスクリプション形式のサービスを補助対象とするか否かについては、現在調整中のため、令和8年4月の公募開始時に公表することとする。
3	仕様書P.4 4 (4) モデル施設の育成と市内展開 【取組項目の整理及び役割分担】	研修会、講習会、報告会等の集合形式の場については、選定施設内で実施する想定なのか。また、民間のレンタルスペースを使用する場合、当該会場の費用負担は伴走支援事業者が実施することを想定しているのか。伴走支援事業者が負担する場合に見積に含めるべきなのか。また、公共施設などを無料で使用することは可能か。	研修会、講習会、報告会等の実施場所については、選定施設内・外のいずれで実施しても差し支えない。 会場に係る費用は事業者負担となるので、見積書に含めること。具体的な取扱いについては、契約締結時に定めることとする。
4	仕様書P.7 全体スケジュール案	タイムスタディツールを導入する場合の費用負担(使用料、スマホのリース代等)について、市が補助するのか、あるいは委託事業者側の負担となるのか。	タイムスタディツール導入に係る費用負担の取扱いは、市による補助とするか、委託事業者側の負担とするかを含め、現時点では決定していない。
5	仕様書P.7 全体スケジュール案	スケジュール案については、原案どおりに進める必要があるのか。それとも、伴走支援の実施状況に応じて委託事業者側で調整しても差し支えないのか。	提示しているスケジュール案は、あくまで基本的な進行イメージであり、多少の前後は支障ない。 実施にあたっては、市・受託者・施設の三者で適宜調整しながら進めるものとする。
6		施設選定の公募に関し、施設へ事前の案内を行っているのか。それとも、現時点では施設側には全く知らせていない段階なのか確認したい。	施設選定の公募内容については、令和8年4月以降に公表する予定であり、現時点で施設への個別案内は行っていない。案内は、全施設に対して同時に実施する予定である。
7	仕様書P.6 8 その他(2)	一般社団法人豊中市介護保険事業者連絡会などの関係機関は、本事業においてどのような立場で関わることを想定しているのか。	一般社団法人豊中市介護保険事業者連絡会は、市内の約473事業所が加入し、人材確保・定着支援、サービスの質向上、生産性向上などに取り組んでいる団体である。本事業における同連絡会との具体的な連携内容は現時点では未確定であるが、市内全体への普及・啓発を進めるうえで重要なネットワークを有していることから、情報共有や意見交換等を通じて、DX推進を広げるための連携を図ることを想定している。なお、本事業において同連絡会と共同で事業を実施するものではなく、協力・連携関係として関わる位置づけである。
8	仕様書P.5 7 (1) 再委託禁止条項	JV(共同企業体)の場合、「(2)DX導入に係る伴走支援」および「(3)デジタル中核人材の育成」の業務をJV構成員に分担させることは可能か。	JVによる参加を認める。ただし、JV構成員間で業務を分担する場合は、別途協定書等を提出すること。協定書等は、企画提案書と併せて提出期限までに提出するものとする。様式は、本市ホームページに掲載しているものを使用すること。
9	募集要領P.1 3.参加資格	1.提出の可否について ・履歴事項全部証明書 ・国税納税証明書(その3の3) 2.提出形式について ・上記書類が必要な場合、コピーではなく「原本」の提出が必須であるか。 3.「企画提案募集要領 3.参加資格」を満たすことを示す書類	「企画提案募集要領 3.参加資格」を満たしていることの確認は、参加申込書(様式1)における誓約により行う方式としており、追加の証明書類の提出は不要である。
10	仕様書P.5 6 (2)	本事業について、履行期間が2年度にわたっているが、委託料の振込みは、基本的に令和10年の4月頃の1回との認識で間違いはないか。また、中間検収を予定されている等、検収及び精算の時期・回数が決まっていたら、確認したい。	委託料の支払については、1回目は令和8年度の事業終了後、2回目は令和9年度の事業終了後の2回に分けて実施予定。 中間検収は予定していないが、毎月の事業実施状況を提出いただくとともに、2ヶ年の全業務終了後に事業報告書を提出していただき、精算を実施する予定である。
11	仕様書P.6 8 その他(3)	仕様書の「8 その他(3)本事業は、施設に対する補助金予算の確保を前提として実施するものとし、当該予算が確保できなかった場合には、本契約の全部または一部を解除することができるものとする」とあるが、貴市の単独予算(一般財源)を指しているのか。あるいは、国や大阪府からの補助金・助成金の交付を含む予算を指すもので、国や大阪府からの補助金・助成金が交付されるか否かにより、本事業の実施可否や委託規模に影響が生じる可能性があるのか。また令和8年度の予算は確保されたものの、令和9年度の予算が確保できず、事業が令和8年度末で中断となる可能性も想定しているのか。	施設に対する補助金予算につきましては、国や大阪府からの補助金・助成金は対象としておらず、本市の単独予算(一般財源)を指している。したがって、国や大阪府からの補助金・助成金の交付状況によって本事業の実施可否や委託規模に影響が生じることはない。 また、令和8年度分の予算が確保されている場合であっても、令和9年度の市単独予算が確保できなかった場合には、契約条項に基づき、事業を令和8年度末で中断し、契約の全部または一部を解除する可能性がある。
12	募集要領P.5 7.審査方法	企画提案募集要領 7.審査方法に「③ 機 材 等 : 追加資料等は、本市が求める場合を除き不可」とあるが、企画提案書に記載した事例動画を再生・投影することは可能か。	企画提案書に記載された事例動画であっても、審査当日に再生・投影することは不可とする。
13		施設が既に導入している機器について、当該機器を有効に活用できるよう支援を行う場合も、本委託業務の対象となるのか。	施設が既に導入している機器について、当該機器を有効に活用するための支援を行う場合も、本委託業務の対象として差し支えない。